鳥取市地域内フィーダー系統確保維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域内フィーダー系統確保維持費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保を図る事業に対し、予算の範囲内で補助することにより、地域公共交通の確保・維持・改善に資することを目的として交付する。

(補助事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業、者、期間、経費、補助率及び限度額は、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象区間)

第4条 本補助金の対象となる区間は、別表第2に掲げるものとする。

(補助交付の申請)

- 第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 実績報告書(様式第1号)
 - (2) 収支決算書(様式第2号)
 - (3) その他必要と認める書類

(着手届の提出)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着 手届の提出を要しないものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、事業が完了した後に行うものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する補助事業等とし、同条に定める実績報告の提出は要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業	鳥取市生活交通会議において協議が調っている運送事業とする。
補助事業者	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を経営する者とする。
補助対象経費	(1) 市と締結した、乗合タクシー運行に関する覚書に定めた運行経費又はタクシー運賃(補助事業者によるタクシー距離制運賃又は時間制運賃)から運賃(乗合タクシー運行事業計画に定めた運賃)収入額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)に基づき交付される補助金その他の本補助金以外の補助金の額に相当する額を差し引いた額(2)前号に定めるほか、市と覚書を締結していない場合にあっては、乗合タクシーの運行を行う上で市長が必要と認めた経費
補助対象期間	本補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。
補助率	10/10

別表第2 (第4条関係)

区間	1	越路停留所から雲山日交停留所までの区間
	2	中河原停留所から雨滝・上地停留所までの区間

年 月 日

鳥取市地域内フィーダー系統確保維持事業運行実績報告書

1 事業名

2 運行実績内訳

月	区間	運行回数	乗車人数
(月 日から 月 日まで 日間)			
合 計			

鳥取市地域内フィーダー系統確保維持事業収支決算書

1	事業名	

- 2 事業経費
- 3 事業経費内訳及び積算根拠

(単位:円)

積算根拠	事業費	財源内訳		
		市補助金	事業者負担	その他
\(\rightarrow \r				
合 計				

4 収支決算	算
4 収支決算	算

(1) 収入の部 (単位:円)

決算額	摘要
合 計	

(2) 支出の部 (単位:円)

決算額	摘要
合 計	

5 補助金申請額 (単位:円)

補助対象経費の額	補助率	補助金申請額